

令和元年 7 月 10 日

各 位

公益社団法人 北海道観光振興機構  
会 長 堰 八 義 博

令和元年度「地方空港を拠点とした PR 事業」(中国)  
委託業務に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。北海道の観光事業の推進にあたりましては、日頃から格別のご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について下記のとおり企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

令和元年度「地方空港を拠点とした PR 事業」(中国)

2. 事業目的

道央圏に集中するインバウンド観光客を道北道東に分散させるために、両ルート内にある 8 つの地方空港(稚内・利尻・旭川・帯広・釧路・中標津・女満別・紋別)を外国人観光客のゲートウェイに設定し、イン・アウトどちらかで上記 8 つの空港を利用する旅行商品造成及び BtoC BtoBtoC BtoB の形態に応じた観光地の魅力発信を行うことにより誘客促進を図る。

道内空港発着便に訪日旅客向け国内運賃が設定されていることを踏まえ、事業実施に当たっては、日系航空会社の羽田、関空経由便のみならず、海外の航空会社の新千歳空港発着便と道内便を組み合わせたものを商品造成等の対象とする。

中国からは羽田・成田経由で多数の主要都市からの訪日が可能であり、北京、上海、天津、杭州、南京、大連からは新千歳空港に中国東方航空、中国国際航空、中国南方航空他、共同運航便も多数乗り入れている状況。このため、道北道東の魅力とともに、インバウンド向けの特別運賃や直行便のメリットを活用した PR を航空各社と連携の上、実施する。また、連携する航空各社の販売網を組み合わせることによって共同広告の効果を高め、道北道東への誘客を促進する。

3. 実施期間 契約締結日～令和2年3月10日（予定）

4. 委託事業者向け事業説明会

日時：令和元年7月17日（水） 16:30～17:30

会場：公益社団法人 北海道観光振興機構 会議室

札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

※出席を希望する場合は、別紙回答用紙に記載の上、令和元年7月16日（火）正午までに、電子メール又はFAXにてお申し込みください。

以上

担当：北海道観光振興機構 地域支援本部

広域観光部 二村

電話：011-231-2900 FAX：011-232-5064

E-Mail：s\_nimura@visithkd.or.jp

## FAX 回答用紙

令和元年 7 月 16 日（火）正午必着

FAX : 011-232-5064

E-Mail : s\_nimura@visithkd.or.jp

公益社団法人 北海道観光振興機構 地域支援本部

広域観光部 二村 宛

令和元年度「地方空港を拠点とした PR 事業」（中国）委託事業者向けの  
事業説明会に出席します。

貴社名			
連絡先	TEL : e-mail :		
部署名 役職 氏名	部署名	役職	氏名

## 令和元年度「地方空港を拠点とした PR 事業」（中国）企画提案指示書

公益社団法人 北海道観光振興機構

### 1. 事業目的

道央圏に集中するインバウンド観光客を道北道東に分散させるために、両ルート内にある8つの地方空港（稚内・利尻・旭川・帯広・釧路・中標津・女満別・紋別）を外国人観光客のゲートウェイに設定し、イン・アウトどちらかで上記8つの空港を利用する旅行商品造成及び BtoC BtoBtoC BtoB の形態に応じた観光地の魅力発信を行うことにより誘客促進を図る。

道内空港発着便に訪日旅客向け国内運賃が設定されていることを踏まえ、事業実施に当たっては、日系航空会社の羽田、関空経由便のみならず、海外の航空会社の新千歳空港発着便と道内便を組み合わせたものを商品造成等の対象とする。

中国からは羽田・成田経由で多数の主要都市からの訪日が可能であり、北京、上海、天津、杭州、南京、大連からは新千歳空港に中国東方航空、中国国際航空、中国南方航空他、共同運航便も多数乗り入れている状況。このため、道北道東の魅力とともに、インバウンド向けの特別運賃や直行便のメリットを活用した PR を航空各社と連携の上、実施する。また、連携する航空各社の販売網を組み合わせることによって共同広告の効果を高め、道北道東への誘客を促進する。

### 2. 事業対象空港

道内8空港（稚内・利尻・旭川・帯広・釧路・中標津・女満別・紋別）

### 3. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という。）が主体となり、民間企業に委託して実施する。

### 4. 企画提案応募条件等

- (1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む。）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）又は単体企業等とする。
- (2) コンソーシアムの構成員、単体企業等は、次の要件を全て満たしていること。
  - ① 次のいずれかに該当するものであること。

イ. 民間企業

ロ. 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利法人

ハ. その他の法人、又は法人以外の団体等

- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- ③ コンソーシアムの構成員が、同時に単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として本件に参加する者でないこと。
- ④ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

(3) コンソーシアムにおいては、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

- ① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
- ② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

## 5. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とします。

## 6. 委託期間及び業務スケジュール

### (1) 委託期間

契約締結日～令和2年3月10日（予定）

### (2) 業務スケジュール

7月10日（水）	企画提案募集の公示・企画提案指示書、資料の配布開始
7月17日（水）16:30～	企画提案事業説明会
7月22日（月）17:00～	企画提案参加表明締切
8月2日（金）17:00～	企画提案書の提出期限
8月上旬	企画提案の審査、委託事業者決定・契約締結・業務開始
令和2年3月10日（火）予定	全事業終了、事業報告書作成提出、精算

## 7. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。なお、期限までに参加表明がない場合は、企画提案書を受理しないものとする。

(1) 表明期限：令和元年 7 月 22 日 17:00

(2) 表明先：札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階

公益社団法人 北海道観光振興機構

地域支援本部 広域観光部（担当：二村）

TEL 011-231-2900 Email:s\_nimura@visithkd.or.jp

(3) 表明方法：電子メールにて行うこと（様式は任意。メール本文でも可）。

## 8. 委託業務内容

情報発信、プロモーションの対象について

- ・情報発信、プロモーションの対象は、中国を出発地とした航空便を含めたものとし、利用空港に稚内、利尻、旭川、帯広、釧路、女満別、中標津、紋別を含む旅行商品（航空券のみも可）とする。なお、利用空港については上記の 8 空港を出来る限り多く網羅すること。また、それぞれの空港を往復又は往路若しくは復路の片道利用を原則とすること。

例) 北京発着の場合

発地空港	往路利用空港	復路利用空港	着地空港	可否
北京	稚内（経由）	利尻（経由）	北京	○
北京	女満別（経由）	旭川（経由）	北京	○
北京	中標津（経由）	新千歳（経由）	北京	○
北京	釧路（経由）	中標津（経由）	北京	○
北京	帯広（経由）	釧路（経由）	北京	○
北京	紋別（経由）	女満別（経由）	北京	○
北京	新千歳	新千歳	北京	×

\*利用空港を往路、復路のいずれかを新千歳空港利用の場合道内経由としての利用は可能。また新千歳空港以外利用の場合、海外・国内経由については可能。

\*利用空港の条件を満たした場合であっても宿泊が道北道東エリアを含まない場合は不可

### (1)情報発信

- ・国内線乗継便 アクセス及び運賃価格の優位性と旅行商品の造成（紹介サイト制

作)

- ・訪日外国人向け国内線割引運賃ページ制作
- ・道内便を運航する航空会社の訪日外国人向け国内特別運賃の情報、PR

## (2) プロモーション

- ・中国において広範且つ訴求力が高いと認められる広告媒体を選定し、プロモーションを実施すること。

### プロモーション実施内容例

- 「航空会社グローバルサイト」を活用し北海道の魅力を紹介することで誘客促進に繋げるプロモーション
- 各種二次交通（JR・バス）を利用した各空港から観光拠点へのアクセス情報
- SNSを主流としたデジタルマーケティングにてSNS広告を実施することで、商品（企画旅行商品）紹介ページに誘導し商品の広告を行う
- WEB媒体によるプロモーション（BtoC）
- WEB媒体および旅行会社に向けたプロモーション（BtoBtoC）
- 旅行会社に向けたプロモーション（BtoB）

### プロモーションのスケジュール

- プロモーションの実施期間 令和元年9月～令和2年3月  
(冬季旅行中心に実施、秋季に向けても実施予定)

なお、プロモーションの実施に際しては、下記の点に留意すること。

- ・対象市場を意識し、広告媒体、広告本数、広告表現を考慮すること。
- ・広告表現は、ネイティブチェック体制を確保し、誤字・脱字を生じることなく、違和感のない内容で発信すること。
- ・広告内容、デザイン及び実施時期については、観光機構と事前に協議すること。

## (3) インフルエンサーを活用した動画配信

- ・対象市場の海外メディアを招請し、旅行者の目線から対象地域の魅力を動画等で紹介する。合わせて当事業で展開するサイトへの誘導も行う。

#### (4) 出発地及び国内乗継便の航空座席の販売

プロモーションの対象商品である出発地（海外）からの航空便や乗り継ぎ便（国内）の航空座席、または航空座席を含んだ商品をプロモーション対象者が直接購入できるような仕組みとし、その手法も明記すること。また、必要な場合は各航空会社の現地向けホームページや予約ページ内での対象商品の告知、さらにはプロモーションで作成するページ内での航空座席検索・販売のボックス設置などを検討すること。

#### (5) その他

- ・他事業特に「インバウンド推進地域開発事業」「二次交通情報発信事業」との連携
- ・地域独自展開との効果的な連携及び、地域プロモーションの実施

### 9. 効果測定について

- ・ Web を活用した広告について、効果測定データを活用したチューニングなどを行い最適な効果が期待できるように掲載期間中についても効果を測ること。
- ・ 終了後、広告効果が分かるデータを提出し、分析結果をまとめること。その際、次年度以降のプロモーションに活用できる内容とすること。

### 10. 民間とのタイアップ

民間企業等との協力・支援内容について提案すること。

### 11. 事業実施報告書提出期限

令和 2 年 3 月 10 日（火）

### 12. 事業目標

WEB 掲載本数、事業による送客人数等

#### ① WEB サイト制作

WEB 閲覧数 70,000 回、掲載コンテンツへの訪問者増加数 3,300 人

#### ② インフルエンサー動画取材

記事発信数 12 件、記事閲覧数 60,000 人

#### ③ SNS を主流としたデジタルマーケティング

広告出稿件数 21 件、広告表示回数（インプレッション）16,400,000 回、  
当該旅行商品購入者数 1,550 人



④旅行商品企画造成

旅行商品造成数 10 件、参加者数 3,500 人

13. 予算上限額：26,000 千円

(インフルエンサー動画取材費用 11,100 千円及び消費税・地方消費税相当額を含む)

14. 企画提案書及び見積り依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。

事業提案書作成にあたっては、事業提案の考え方のほか、以下の項目について企画提案書に記載すること。

(1) これまでの事業実績

会社の業務内容、インバウンド商品販売実績、海外における旅行市場調査実績について、過去3年分を記載すること。なお、観光機構事業の実績については記載を要しない。

(2) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする事業提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。

なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(4) 見積書

費用項目の明細を記載すること。

※例：人件費、交通費、宿泊経費、通訳費、体験料経費、保険費、コーディネート費等

15. 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格はA4版のみとする。また冒頭に企画提案書の全体構成を記載すること。

(2) 企画提案を行う者が他の提案者の外注先または協力先となることは認めない。

ただし、企画提案者でない者が外注先または協力先として複数の提案に記載されることは可とする。

- (3) 企画提案においてコンソーシアムを組む外注先及び協力先を記載する際には、当該外注先及び協力先に対して、企画提案に記載することについて事前に承諾を得ること。
- (4) 媒体の提案などで、A案・B案等と複数の案を記載している提案は審査対象外とする。
- (5) 本事業の事業費以外の費用を要するオプション事業の提案などは行わないこと。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された企画提案書は返却しない。

## 16. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 8部

(会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの7部。)

- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構

地域支援本部 広域観光部 (担当: 二村)

TEL 011-231-2900 Email: s\_nimura@visithkd.or.jp

- (3) 提出期限 令和元年8月2日(金) 17:00

- (4) 提出方法 提出場所に持参または郵送(提出期限必着)

※郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。

※業務従事者氏名、社名等を記載しない企画提案書については、別途必ずデータでも電子メール、ROM等により納品すること。(ただしデータのみ提出は認めない。(1)に記載の部数は別途指示通りの期日までに指定場所に納品すること。)

## 17. 企画提案に関する審査

受領した提案書をもとに、別途開催する審査会により企画提案審査を行い選定する。

審査会開催前において、企画提案書内容について観光機構から照会を行う場合があるので、その際は速やかに回答をすること。

## 18. 企画提案の選定基準

企画提案は、次の項目を審査し総合的に判断する。

- (1) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するに当たっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

- (2) 企画提案の目的適合性

①指示内容が十分理解されているか。

②協力体制など人的ネットワークが確保されているか。

③効果的な事業内容となっているか。

(3) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

## 19. 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託事業者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 本事業は、観光庁が令和元年度に実施する「訪日外国人旅行者周遊促進事業」を活用する予定である。このため、受託事業者は観光機構より別途配布予定の観光庁が示す要綱等に従った業務遂行を行うこと。

## 20 その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (4) 本事業は、観光庁が令和元年度に実施する「訪日外国人旅行者周遊促進事業」を活用する予定である。このため、支援内容や支援見込金額の変更・支援対象外の事象が判明した場合等には、本募集・選定手続については変更・中止する場合がある。

以上